

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くとともに、法令を遵守し、お酒をより一層楽しめる豊かな社会生活に貢献したいと考えております。株主をはじめ、お客様、お取引様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】(議決権の電子行使と招集通知の英訳)

【補充原則3-1】(英語での情報開示・情報提供)

現在、議決権行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を含む英語での情報発信は実施しておりませんが、今後の株主構成等も踏まえて対応を検討いたします。

【補充原則4-1】(CEO等の後継者計画)

CEOの後継者計画の策定・監督は、当社の重要な課題として認識しておりますが、現時点において後継者計画は策定・監督しておりません。今後、2020年1月設置予定の任意の指名・報酬諮問委員会の中で検討してまいります。

【原則4-2】(取締役会の役割・責務(2))

【補充原則4-2】(経営陣の客観性・透明性ある報酬決定手続きとインセンティブ報酬の導入)

当社の報酬制度は現状、経営陣のうち取締役については、取締役報酬は固定報酬のみで構成され業績に連動した報酬や株式報酬の導入は行っておりません。

また、経営陣のうち執行役員については規程に基づき、半期ごとに報酬額の改定を行っており、業績に連動する報酬制度としております。

報酬の決定方法は下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】、原則3-1()に記載のとおり、代表取締役に一任する決議をとり、業績や責任に応じて、具体的な報酬額を決定しております。

なお、当社は業績連動報酬の導入や、客観性・透明性ある報酬の決定等を重要な課題として認識しており、2020年1月設置予定の任意の指名・報酬諮問委員会の中で検討してまいります。

【原則4-10】(任意の仕組みの活用)

【補充原則4-10】(任意の指名・報酬委員会の設置)

当社は現在、任意の指名・報酬委員会は設置しておりませんが、2020年1月設置予定の任意の指名・報酬諮問委員会の中で、指名・報酬等に関する客観性・適時性・透明性ある手続の確立について検討してまいります。

【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、現状、女性や海外経験豊富な取締役はおりませんが、下記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】、補充原則4-11 に記載のとおり、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質やバックグラウンドを兼ね備えた人物を、国籍やジェンダーの区別なく、専門性に応じて選任しております。

今後も引き続き当社の置かれる状況等を考慮し、国際性やジェンダーの観点も含め、取締役会として最適な構成を検討してまいります。

【補充原則4-11】(取締役会全体の実効性評価)

当社は、平素より取締役会の実効性の確保に努めておりますが、各取締役の自己評価なども参考にした、取締役会の実効性評価は現在のところ実施しておりません。今後、対応について具体的に検討してまいります。

【原則5-2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

上場後間もないため、正確な資本コストの把握は困難であり、一定期間経過後、資本コストを踏まえた収益力・資本効率性等に関する目標を含む経営戦略や経営計画について開示を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(政策保有株式)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値を高めるため、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しております。

当社は、取締役会において、取引関係の維持強化等の保有目的を総合的に勘案し、企業価値の向上に継続して貢献していることの確認及び評価を行い、継続保有の可否について検証しております。検証においては、政策保有株式について個別銘柄ごとに事業等の協力関係に基づく保有目的の適切性、売上高推移及び配当金等の経済合理性を具体的に精査しております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、様々な事情を考慮したうえで適時適切に売却いたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、規程に従い適切に管理しております。

その枠組みとして、関連当事者間の取引の手続きは、社外取締役、社外監査役、管理部門管掌取締役で構成する諮問委員会において、その妥当性について検証し、取締役会において審議した上で行う仕組みとしております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は企業年金制度として、確定給付企業年金制度を導入しておりませんが、福利厚生の一環として、従業員自らが投資内容を選択できる確定拠出年金制度を設けております。

運営管理機関と協働して、従業員に対して、映像等を利用し制度周知や利用推奨等の働きかけを行っております。

また、年金制度の担当部署は人事部としており、その担当者については確定拠出年金をはじめとする公的・私的年金全般にわたる基本的な知識がある社員を登用した上で、加入者への投資教育、社員に豊かな老後のライフプラン提案ができるよう、外部の研修等を利用し、研鑽させております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

WEBサイトにおいて、「カクヤスの想い」として、経営理念や事業方針、それらを支える従業員の行動規範等について開示しております。

URL: <https://corp.kakuyasu.co.jp/>

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については2009年6月26日開催の第27期定時株主総会において承認された金額の範囲内で、決定しております。また、各取締役に對する具体的報酬額は、取締役社長に一任する旨の決議を取締役に於て決議し、業績等を勘案した上で決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び社内役員候補者の指名を行う方針として、それぞれの職務における能力や実績だけでなく、人格に優れた者を候補者とすることを選任・指名の基準としております。

当社はこの方針に基づき、社外役員を含めた取締役会で検討し決定することとしております。

社外役員については、取締役会の多様性・バランスに配慮し、人格に優れた者を候補者として選定する方針としております。

また、取締役・監査役の解任については、当社の役員服務規程に違反した場合、取締役・監査役の選定基準を満たさなくなった場合等、解任すべき正当な理由が判明したときは取締役会で公正、透明かつ厳格な審議のうえ、法令に従い株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

その他経営陣幹部の解任については、解任すべき正当な理由が判明した場合に取締役会に解任議案を上程し、公正、透明かつ厳格な審議のうえ、取締役会の決議をもって解任いたします。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

各役員の選任理由は、以下のとおりです。

1.(取締役)

佐藤順一 : 佐藤順一氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、1993年7月の社長就任から現在に至るまで当社の代表取締役としてグループ経営をリードしております。また、当社経営のみならず酒類業界全般に対して知見と見識を有しております。そのような豊富な経営と実績を活かし、十分に役割を果たすことができると判断し、取締役として選任しております。

田島安希彦 : 田島安希彦氏は、入社以来、経営管理部門の責任者として、幅広い業務知識と当社の経営全般及び管理・業務運営に関して知見を有しているため取締役として選任しております。

並木吉彦 : 並木吉彦氏は、長きにわたり当社の営業部門の長を歴任しており、営業部門を中心とする豊富な業務知識と当社の経営全般に関する見識を有しているため取締役として選任しております。

赤坂敏明 : 赤坂敏明氏は、大手酒類メーカーでの管理職の他、経営者としての経験を有しております。当社入社後は、主に仕入調達・商品開発・販売促進等を統括し、経営全般に関する見識を有していることから取締役として選任しております。

関口信彦 : 関口信彦氏は、大手酒類卸売業での管理職の他、経営者としての経験を有しております。当社入社後は、主に一般消費者向けの店舗や配送拠点等を統括し、経営全般に関する見識を有していることから取締役として選任しております。

2.(社外取締役)

池田勝彦 : 池田勝彦氏は、長年の大手小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し社外取締役に選任しております。

辻谷公夫 : 辻谷公夫氏は、大手酒類メーカーに長年勤務した経験から酒類業界に幅広い知見を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し社外取締役に選任しております。

3.(社外監査役)

中谷登 : 中谷登氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務の分野においてその培われた豊富な経験と経営分野における高い専門知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。

山田裕士 : 山田裕士氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的立場から、また長年にわたり酒税行政に携わった経験からコンプライアンスの観点からも幅広い見識を有しており、当社の経営体制がより一層強化できると判断したため社外監査役に選任しております。

筆野力 : 筆野力氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識・経験と経営に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。

【補充原則4-1】(経営陣への委任の範囲)

取締役会規程および職務権限規程において、取締役会、取締役等に委任する事項、報告事項について明確に定め、運用しております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は独立社外取締役の選任にあたって、東京証券取引所が定める独立性の基準に加えて、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がりや十分察知できること」、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点的な経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」を総合的に検討することとしております。以上の検討の結果、当社は社外取締役2名を独立役員に選任しております。

【補充原則4-11】(取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、取締役会を最適な構成とすべく取締役候補者に関しては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に貢献するための資質やバックグラウンドを兼ね備える人物を、国籍やジェンダーの区別なく、専門性に依拠して選任することとしております。また、定款にて取締役の数を9名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めています。

また、選任に関する方針・手続につきましては原則3-1()に記載のとおりです。

【補充原則４－１１】(役員の兼任状況)
 各役員の兼任状況は、以下のとおりです。
 (社外取締役)
 池田勝彦：株式会社FRI 代表取締役社長
 株式会社グッピーズ 社外取締役
 (社外監査役)
 山田裕士：山田裕士税理士事務所 所長
 筆野力：筆野力公認会計士事務所 所長
 株式会社エブリー 常勤監査役

【補充原則４－１４】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
 役員トレーニングについては、当社の役員として必要な知識の習得のための機会として、全役員を対象に、年間計画を立てた上で会社の費用負担にて提供・実施しております。
 また、各役員は自発的に外部の各種セミナーや研修会へ参加し、有益な情報については必要と考えられる他の取締役への共有を行っております。

【原則５－１】(株主との建設的な対話に関する方針)
 株主や投資家の皆さまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
 () 当社は、管理部門・管掌取締役を株主や投資家の皆さまとの対話全般の統括者として指定しております。財務経理部担当執行役員等の経営幹部が対話に参画するとともに、経営企画部をIR担当部門として、株主や投資家の皆さまとの対話の充実に向けて能動的なIR活動を行ってまいります。
 () 財務経理部・総務部・人事部・法務部・経営企画部等は相互で連携を図り、決算発表、株主総会などの株主や投資家の皆さまとの対話において正確な情報提供に努めてまいります。
 () 株主や投資家の皆さま向けに第２四半期・期末に決算説明会を開催し、代表取締役が直接ご説明することとしております。また、ホームページ等において決算説明会資料や事業報告書等を開示し、積極的な情報開示に努めてまいります。
 () 株主や投資家の皆さまとの面談を通じていただきました意見を集約して、定期的に取締役会にフィードバックすることで今後の企業経営に活用してまいります。
 () 対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、「適時開示規程」にて未公開の重要情報に関する取扱いを定めるとともに社内に周知徹底を行うことで、フェア・ディスクロージャーを徹底してまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SKYグループホールディングス	6,982,000	96.44
カクヤス従業員持株会	216,000	2.98
佐藤順一	20,000	0.28
田島安希彦	10,000	0.14
並木吉彦	4,000	0.05
赤坂敏明	4,000	0.05
関口信彦	4,000	0.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社SKYグループホールディングス (非上場)

補足説明

大株主の状況は、2019年9月30日現在の株主名簿によるものです。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	３月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である株式会社SKYグループホールディングスを含むグループ各社との取引については、複数の独立社外取締役を含んだ諮問委員会を設置し委員会にて同社からの独立性確保も踏まえ取引の必要性、取引条件の妥当性、取引の規模等を十分に検証した上で取締役会にて意思決定を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社からの独立性確保について、上場子会社の経営について親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、取締役会を中心として上場子会社独自の意思決定・経営判断に基づき事業展開を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 勝彦	他の会社の出身者											
辻谷 公夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 勝彦	○	—	池田勝彦氏は、長年の大手小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないこと、そして【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載の要件を満たしていることから独立役員としても指定しております。

辻谷 公夫	○	辻谷公夫氏は、昭和45年4月に協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式会社)に入社し、平成12年まで勤めました。また、平成12年9月にアサヒビール株式会社に入社し、広域営業部副本部長、顧問として平成24年6月まで勤めました。協和発酵キリン株式会社と当社とは、平成21年より取引がありません。アサヒビール株式会社からは、当社販売商品であるビール生樽を中心に商品を継続的に仕入れており、同社との取引額は、当社の年間仕入額の5%に相当し(平成31年3月実績)、当社の独立性判断基準に照らして、アサヒビール株式会社は当社の主要な取引先に該当します。	辻谷公夫氏は、大手酒類メーカーに長年勤務した経験から酒類業界に幅広い知見を有していることから、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないこと、そして[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載の要件を満たしていることから独立役員としても指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなどして会計監査人の職務の執行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。

また、常勤監査役は、内部監査室との定期会合を原則毎月開催し、監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについての情報を共有し、店舗などへの往査において、必要に応じて内部監査室の意見を聴取する等の連携を図っており、その結果を監査役会に報告しています。

さらに、監査役会は、会計監査計画立案時および会計監査終了後に、会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人より監査計画と職務の執行状況並びにその結果について報告を受け、情報・問題点の共有及び意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中谷 登	他の会社の出身者													
山田 裕士	税理士													
筆野 力	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷 登	—	—	中谷登氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務の分野において培われた経験と経営分野における高い専門知識を有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
山田 裕士	—	—	山田裕士氏は、税理士の資格を有しています。また、長年にわたり酒税行政に携わった専門的な知識と経験に関する高い見識も有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
筆野 力	—	—	筆野力氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識と経験に関する高い見識を有しており、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、[独立役員関係]の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の選任にあたって、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことその他に、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がりを十分察知できること」、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」を総合的に検討することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

なし

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成31年3月期に社外役員を除く役員に対して支給した役員報酬額は、取締役5名に対して総額221百万円であります。また、社外役員に対しては、取締役及び監査役合わせて5名に32百万円を支給しております。また、報酬の個別開示は取締役1名に対して120百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制については経営企画部が、また、社外監査役へのサポートは総務部所属の監査役専従スタッフが行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くとともに、法令を遵守し、お酒をより一層楽しめる豊かな社会生活に貢献したいと考えております。株主をはじめ、お客様、お取引様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

・「取締役会」

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名と社外監査役3名の計10名で構成されております。

月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督・監視等を行っております。なお、取締役総数に占める社外取締役の割合は28.6%であり、経営監視機能維持の観点から適正な水準であると判断しており、今後もその水準を保つ方針であります。

・「監査役会」

当社の監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、定例及び随時に開催しております。各監査役は、取締役会への出席のほか経営会議等の重要な会議への陪席も行っています。また、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。

また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取にとどまらず、監査役自ら各事業所へ赴き監査を行うなど取締役の業務執行および従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

・「経営会議」

経営会議は、社外取締役2名を含む取締役7名と執行役員8名の計15名で構成されております。

社外監査役3名はオブザーバーとして参加する権利を有しております。経営会議は毎月1回以上定期的に開催し、経営会議規程に従い、重要事項について審議・決定を行っております。

・「内部監査」

社長直属の内部監査室(室長および室員2名の合計3名)が年度計画に基づき、当社の各部署に対する業務監査を実施し、公正・客観的な立場から監査を行っております。

・「会計監査」

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人としては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

吉村 孝郎

遠藤 康彦

なお、監査業務を執行した公認会計士について、継続監査年数が7年を超える者はありません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者4名及びその他6名であります。

・「三様監査」

監査役監査、会計監査、内部監査は三者の連携の重要性に鑑み定期・随時に連携を行っております。

・「コンプライアンス委員会」

社長を委員長とし組織横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、公益通報窓口またはコンプライアンス担当役員を通じた違反事例についての共有、コンプライアンス違反事例についての再発防止策の施策提言、コーポレート・ガバナンスの策定、反社会的勢力等の取引排除の監督その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して会社の組織運営への提言を行っております。

・「リスク管理委員会」

会社の事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直しを行い、各部署に適切に対応させ、組織横断的な危機管理は総務部がこれを行うことにより、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。

また、有事においては社長を委員長とする本委員会が統括して危機管理を行います。

・「諮問委員会」

取締役会の諮問機関として、諮問委員会規程に基づき、社外役員を中心として構成され、社外取締役を委員長とする諮問委員会を設置し、同規程及び関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者取引の開始にあたっての事業上の必要性、取引条件の妥当性の検証し、その結果を取締役会において報告しております。また、関連当事者取引が継続している場合には、最低1年に一度、直近の取引実態を踏まえての、事業上の必要性、取引条件の妥当性の検証し、その結果を取締役会において報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。さらに、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進することを目的として、関連当事者との取引に関する客観性・独立性のある委員会として、取締役会の諮問機関を設置しております。また、より機動的かつ効率的な業務運営を行うため執行役員制度を導入しております。取締役より業務執行の権限を委譲された執行役員は、業務執行に専念することにより、当社の経営戦略等の実行をミッションとして各部門を牽引しております。当社がこのような体制を採用するのは、経営における「意思決定並びに業務執行機能」を高め、一層の経営責任の明確化と意思決定の迅速化を実現し、変化の早い厳しい経営環境下での業績向上及び強力なコーポレート・ガバナンスを構築するためであります。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び執行役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て業務執行決定を行うものとします。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定発送日より早く発送する事を心がけてまいります。発送前に、東証TDNetの縦覧書類及び当社HPにて開示致します。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう可能な限り集中日を避けて開催日を設定する様配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様にご満足いただける決議権行使の方法を検討していく方針です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の皆様にご満足いただける決議権行使の方法を検討していく方針です。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を含む英語での情報発信は実施しておりませんが、今後の株主構成等も踏まえて対応を検討いたします。
その他	株主総会では、映像等を利用して事業報告を行い業績や事業状況の理解促進に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、株主・投資家の皆さまに透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めてまいります。 当該ディスクロージャーポリシーについては、上場後に当社WEBサイトに掲載します。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後に実施予定ですが、詳細は今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、年度決算の発表後に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の持株比率も踏まえ、開催を検討して参ります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社WEBサイトに「株主・投資家情報」のページを設置し、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、決議通知などを掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	(IR担当部署) 経営企画部 (適時開示担当部署) 財務経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス委員会規程を定め、経営及び業務執行の健全かつ適切な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策実施・運営の原則を定める他、カクヤスを支える5つの条件の中に「お客様のご要望はなんでも応えるべく社をあげて全力を尽くす」の方針が盛り込まれており各ステークホルダーを尊重することの徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業を通じ当社が果たす責任として、お酒に纏わるさまざまな問題に対して対応する相談窓口の支援をしております。東京都の事業で「ながら見守り連携事業」に参加しており地域に密着した車による防犯を実施しております。また、地域の安全活動への積極的参加や大規模災害への募金活動を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

法定開示制度・適時開示については、適切な情報開示に努めています。投資家判断に影響を与えと思われる情報については、平等に入手出来る様迅速に開示してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を制定し、お客様の利便性を追求し、更なるきめ細やかな流通体制を築くため、全ての役職員が共有し、お客様、お取引様、地域社会等に関わる全ての方々に毎日の業務を通じて貢献することを業務運営の基本方針としております。

当社は、この基本方針を実現するために、内部統制システムを構築し、実効性ある運用を行うものとします。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役が国内外の法令、定款、社会規範、倫理等を遵守（以下「コンプライアンス」という）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有します。

監査役は取締役の行動が法令定款に違反しないことを監視します。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告します。

2 取締役の職務の執行にかかる情報（取締役の指揮監督下で業務執行を行う使用人の職務執行に係る情報を含む）の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、計算書類及び事業報告並びにそれらの付属明細書の職務執行にかかる情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。その他業務執行に関わる書類についても、文書管理規程に則り保存及び管理を行うこととします。

取締役、監査役、コンプライアンス委員会及び内部監査室は、常時これらの文書等を閲覧できます。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、リスク管理規程に定めるとおり、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行い、組織横断的な危機管理は総務部がこれを行い、有事においては社長を本部長とする「リスク管理委員会」が統括して危機管理を行います。

なお、内部監査室は、各部門ごと及び全社の危機管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時および必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については取締役および執行役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとします。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス委員会規程を定めます。

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進します。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとします。

(2) 内部監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括責任者として、法務部を置きます。

(3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、重要報告および内部公益通報制度があります。

6 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社を担当する役員または部署を明確にし、必要に応じて適正な管理を行います。

(2) 当社が定める関係会社管理規程に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に対して定期的に報告を行います。

取締役は、当社又は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとします。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理は、当社のリスク管理規程に準拠し、当社のリスク管理委員会は子会社のモニタリングを行います。

なお、内部監査室は、子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じ取締役会、監査役会に報告します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として子会社を担当する部署の責任者および子会社の社長が出席する会議を必要に応じて適宜臨時に開催します。

(2) 子会社の取締役の決定に基づく業務執行については、各子会社の組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 内部監査室は、子会社の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。

(2) 当社は、子会社の役職員が当社の法務部または外部の弁護士等に対して直接通報を行うことができる当社の内部公益通報窓口を整備します。

7 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の独立性

監査役は、当社職員に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役および所属部門長の指揮命令を受けないものとします。

8 監査役第7の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

(2) 内部公益通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反

当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について子会社統括部署を通じて監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

(2) 内部公益通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

10 第9の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力対応規程」に従い、主管部署たる総務部が「反社会的勢力対応マニュアル」の策定ならびに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括します。また、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約に反社会的勢力の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し、徹底します。

その他

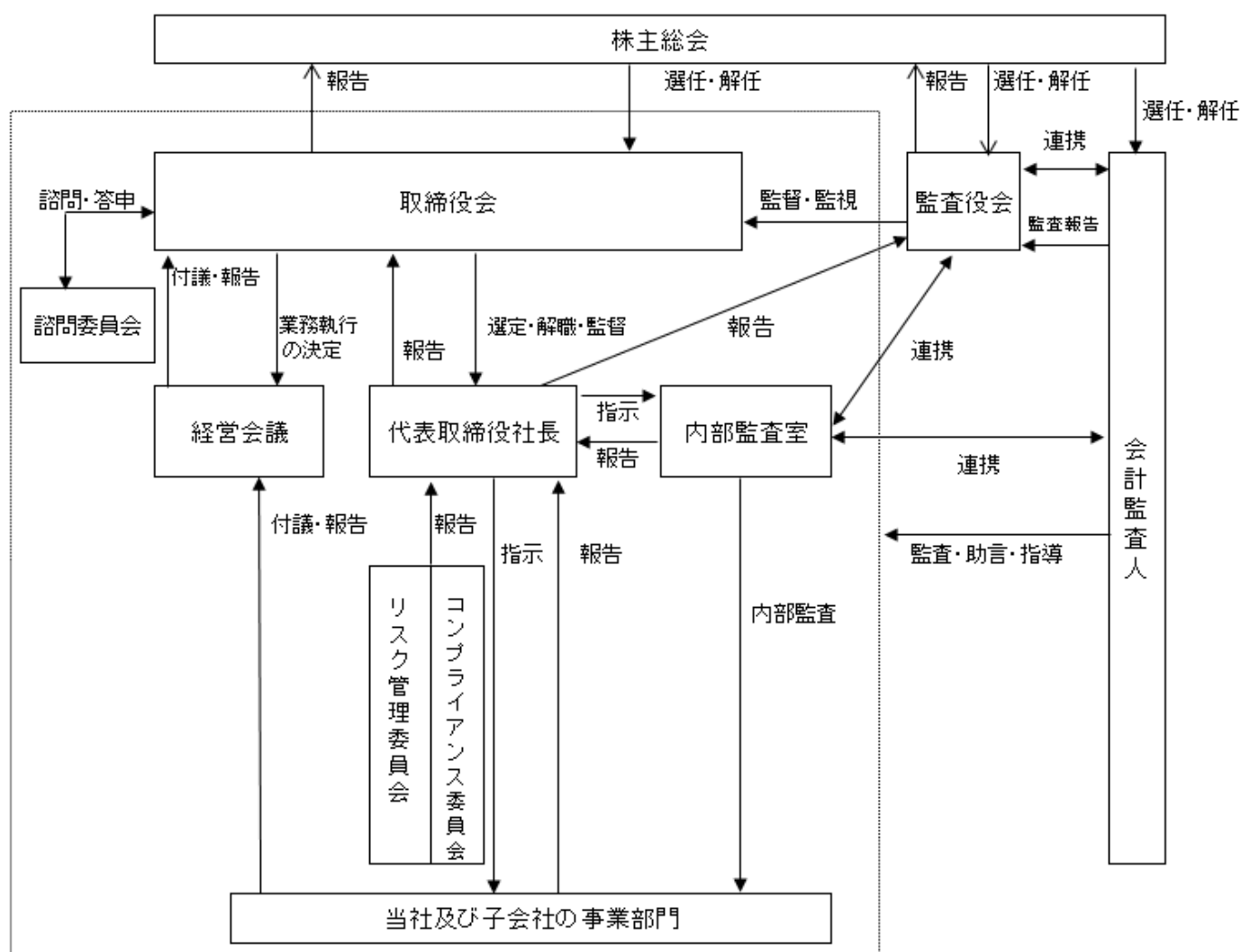
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【別紙】情報開示体制図

